

災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、岡山県下において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者の安否確認等への支援及び災害時以外の場合（以下「平常時」という。）における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に緊密な連携協力を図ることにより、災害時及び平常時における防災活動を円滑に遂行することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）岡山県の防災及び減災に関すること。
- （2）岡山県の防災への取組に関する情報発信に関すること。
- （3）大規模災害時における被災者の安否確認に関すること。
- （4）大規模災害時における被災者支援に関すること。
- （5）その他甲及び乙の協議により定めること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協力の要請）

第3条 甲及び乙は第1条の目的を達成するため、それぞれの協力が必要な場合は、原則として文書により要請を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の規定による甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行うものとし、その一切の費用は、各自が負担する。

（連絡責任者）

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、この協定の締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項の規定により報告した事項に変更があった場合は、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙が文書により相手方にこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 今後、甲及び乙は、連携項目の拡大に向けて、協議を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

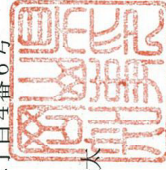
平成29年3月23日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太



乙 岡山県岡山市北区駅前町2-1-1

第一生命保険株式会社

岡山支社長

木戸 伸治



式手冊の文に於て、左の如きものなるを以て

この手冊の文に於て、又甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸、の

を以てするを以てする

の如きものなるを以てする

を以てする

の如きものなるを以てする

の如きものなるを以てする

